

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年三月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第六号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
日 令和三年三月十	指定の年月日
一 番一、字原北千九百三十二番五 埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字原千百九十	指定に係る道路の位置
三十二・五四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇二	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)